

令和6年度

豊沢川農業水利事業

豊沢ダム洪水吐上屋等建築工事

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

豊沢川農業水利事業豊沢ダム洪水吐上屋等建築工事（以下「本工事」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書及び標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営豊沢川土地改良事業計画に基づき、洪水吐上屋の新設及び電気室建屋の更新を行うものである。

2. 工事場所

岩手県花巻市豊沢地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

（1）洪水吐上屋 1 棟

1) 建築工事

①形 式 組立式建物ユニット

②建築面積 $A = 126.47 \text{ m}^2$

③延床面積 $A = 126.47 \text{ m}^2$

2) 電気設備工事 $N = 1$ 式

（2）電気室建屋 1 棟

1) 建築工事

①形 式 R C 構造（鉄筋コンクリート造 1 階建て）

②建築面積 $A = 38.31 \text{ m}^2$

③延床面積 $A = 38.31 \text{ m}^2$

2) 電気設備工事 $N = 1$ 式

3) 既設設備解体工事 $N = 1$ 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は図面に示すとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

（1）洪水吐上屋は、関連工事で行う洪水吐施設の改修後（または改修中）に設置することになるため、施工可能時期は令和 7 年 1 月中旬～3 月上旬までとなる。

なお、工事着手時期は、関連工事と調整のうえ決定することで考えている。

（2）電気室建屋は、関連工事で行う既設建屋内の電気盤類を撤去後に解体工事を行うことから、施工可能時期は令和 6 年 7 月下旬～3 月上旬までとなる。

なお、工事着手時期は、関連工事と調整のうえ決定することで考えている。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天、休日等 93 日を見込んでいる。

なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者に円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図られるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－２により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 212 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－２と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 7 年 3 月 7 日（工事完了期限日）まで

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1－1－9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

2. 関連工事等

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事名	施工時期
豊沢ダム洪水吐施設製作据付工事	令和 3 年 8 月 6 日～令和 7 年 3 月 10 日
豊沢発電所小水力発電施設製作据付工事	令和 3 年 10 月 28 日～令和 6 年 10 月 31 日
豊沢ダム監査廊内自動昇降施設工事	令和 5 年 5 月 18 日～令和 6 年 10 月 31 日
豊沢ダム管理システム製作据付工事	令和 5 年 11 月 13 日～令和 7 年 9 月 30 日
豊沢ダム周辺整備（その 1）工事（仮称）	令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月（予定）

3. 現場搬入路

（１）本工事に必要となる建設資機材の搬入搬出は、主要地方道花巻大曲線を利用することとしており、受注者は善良な道路使用を行わなければならない。特に、花巻南温泉郷を通過する場合は法定速度を遵守することはもちろん、温泉客等に十分配慮するとともに、路面の汚れが生じないようにしなければならない。

（２）現場搬入路は 10t 積低床式トレーラーの進入が可能である。

- (3) 主要地方道花巻大曲線の豊沢ダム堤体クレスト部の重量制限は 14t であるため、洪水吐上屋の施工時は 10t 吊りラフテレーンクレーン以下の規格で施工しなければならない。なお、豊沢ダム堤体クレスト部以外の場所（豊沢ダム右岸側）は、16t 吊りラフテレーンクレーンの進入が可能である。

4. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮しなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) ダム管理

豊沢ダムは岩手県が年間を通じて管理していることから、管理に支障を来さないように留意しなければならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 42 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

6. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書第 1 編 3 - 2 - 2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

7. 関係機関との調整

- (1) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。
- (2) 花巻温泉郷県立自然公園内における「工作物の新築、改築及び増築」について、花巻市長から許可を得ている。
- (3) 施工時の道路占用に関する道路法第 35 条協議は、工事契約後に発注者が道路管理者と協議することとしている。
- (4) 河川区域内工事に関する作業届は、工事契約後に発注者が河川管理者へ提出することとしている。

第 5 章 指定仮設

1. 現場出入口

現場へは主要地方道花巻大曲線からの進入を計画しており、出入口は図面に示すとおりである。

2. 工事用道路等

- (1) 工事期間中の道路の維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

- (2) 工事用車両が通行する道路において、善良な道路使用にも関わらず、路面補修等が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

3. 除雪工

本工事では除雪は計上していないが、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

なお、除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪量は実績により変更を行うものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別図－1」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等の使用にあたっては、「別紙－3 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (2) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

第7章 工事用電力

本工事において使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事において使用する材料は、契約図面の「構造関係特記仕様書」及び「電気設備工事特記仕様書」によるものとする。また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

2. 見本又は資料提出

見本または資料の提出は本工事に係る全ての工事用材料を対象とし、使用前に試験成績書、構造計算書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

第9章 設計

本工事の洪水吐上屋建築時に使用する設計条件は、次のとおりであり、既存の開閉装置架台に建設する。

1. 積雪深：1.0m
2. 地震力：標準せん断力係数 $C_0=0.3$
3. 風圧力：風速30m/s
4. 地表面粗度：Ⅱ

第10章 施工

1. 一般事項

- (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
コンクリート 構造物	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
鉄筋組立	かぶり、中心間隔、 継手長さ	施設別初期鉄筋組立以降、 構造変更毎に1箇所		

2. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装 等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

3. 建築工事

外壁・屋根等の色については事前に見本を提出するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
砕石類	再生クラッシャーラン RC-40	北上市
購入土	山砂	北上市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書）

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

- (1) 品質及び施工管理については、標準仕様書、共通仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。
- (2) 電気室建屋について、関連業務により建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定に基づき工事監理者を定め、本工事の工事監理（建築士法第 2 条第 8 項）を行うこととしている。
- (3) 工事現場等における遠隔確認について
 - 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
 - 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
 - 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
 - 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

4. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1）に示

す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、往来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、往来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第12章 条件変更の補足説明

この工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 法・基準の改正により変更が生じた場合
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 土質及び地質が異なった場合
- (5) 建築構造について、構造計算の照査結果により変更が生じた場合
- (6) 電気室建屋内の配置計画に変更が生じた場合
- (7) 雨量観測局及び水位観測局の補修が必要となった場合
- (8) 第三者との協議による変更が生じた場合
- (9) 関連工事との調整により変更が生じた場合
- (10) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (11) 遠隔確認を行う場合
- (12) 第13章 5. (1) 及び (2) に基づく確認により変更が生じた場合
- (13) その他

第13章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、

施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～様式6-4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の上記6) VE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう豊沢川農業水利事業建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに豊沢川農業水利事業建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹

部並びに豊沢川農業水利事業建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、豊沢川農業水利事業建設所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 建築工事における熱中症対策に係る費用の計上

本工事において、一般的な熱中症対策に関する項目（以下ア～キ）については、共通仮設費（率）及び現場管理費（率）等に含まれている。一般的な熱中症対策に関する項目（以下ア～キ）以外に関する項目（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応するものとする。

ア 作業場用大型扇風機

イ 作業場換気用送風機

ウ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機

エ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備

オ 遮光チョッキ、空調服

カ ドライミスト

キ 熱さ指数（WBGT値）の計測装置 等

7. 現場環境の改善の試行

（１）本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、（２）１）ア～カの設備・機能を満たすものとする。

（２）本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、月単位の週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により月単位の週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上となることをい

い、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上 の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上 の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者に責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、月単位の週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、月単位の週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、月単位の週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により確認するものとする。

3) 監督職員は、上記受注者からの報告により月単位の週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

4) 監督職員は、受注者からの定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定めるものとする。

(4) 監督職員が月単位の週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

1) 補正係数

	月単位の週休 2 日 〔 全ての月で現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上 〕	通期の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上 〕
労務費	1.04	1.02

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じてい

る。

また、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、工事請負契約第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

（6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

1）電気室建屋（建築工事）

工種	摘要※	月単位の週休2日	通期の週休2日
		〔全ての月で現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 (新営補正率)〕	〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 (新営補正率)〕
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.02	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.01
コンクリート工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.01
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.01
左官工事	物価資料	1.03	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.01
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.02
塗装工事	市場単価	1.03	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

2）電気室建屋（電気設備工事）

工種	摘要	月単位の週休 2 日 〔全ての月で現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上 (新営補正率)〕	通期の週休 2 日 〔現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上 (新営補正率)〕
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.03	1.01
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.01

9. 週休 2 日制の促進

(1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。また、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取

り組んだ。]

- 3) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業(務)所長用

☐ その他[理由: 現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日))と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費: 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費: 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用に

ついて、協議の発議を行うことができる。

- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第2章3の箇所とする。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 建築工事	洪水吐上屋			
(1)組立式建物ユニット	建築工事			
組立式建物ユニット	W32850*B3850*H2100 折半 屋根	棟	1.000	
2. 機械経費	洪水吐上屋			
(1)組立式建物ユニット	機械経費			
機械経費	クレーン費	式	1	
3. 電気設備工事	洪水吐上屋			
(1)組立式建物ユニット	電気設備工事			
照明器具 (LED)	ベースライトFL40W×2灯相当 LSS-12-4-46-40K LN	灯	8.000	
SW (スイッチ)	埋込形スイッチ (金属プ レート共) 3W15A×1	個	2.000	
操作室分電盤	電灯分電盤 (屋内露出形)	面	1.000	
EM-IE電線 (mm) 1.6mm	ピット	m	7.000	
EM-IE電線 (mm) 1.6mm	管路	m	70.600	
高圧電線管	G22 HDZ (付属品含む)	m	34.100	
金属製ボックス	丸形 2方出 G22mm	個	8.000	
金属製ボックス	角形 1個用 1方出 G22mm	個	1.000	
金属製ボックス	角形 1個用 2方出 G22mm	個	1.000	
その他	諸雑費	式	1.000	
4. 現場労働者に対する法定福利費	洪水吐上屋			
(1)現場労働者に対する法定福利費				
事業主負担額		式	1.000	
5. 建築工事	電気室建屋			
(1)直接仮設				
遣方	小規模	m ²	38.300	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
墨出し	小規模	m ²	38.300	
養生	小規模	m ²	38.300	
整理清掃後片付け	小規模	m ²	38.300	
枠組本足場	【手すり先行方式】：600 枠（500布枠）	式	1	
安全手すり	枠組本足場用【手すり先行 方式】	式	1	
内部仕上足場	脚立足場 階高4.0m以下	式	1	
災害防止	シート・ネット類 ※防災 Ⅰ類相当	式	1	
仮設材運搬	枠組本足場【手すり先行方 式】：600枠	式	1	
仮設材運搬	安全手すり	式	1	
仮設材運搬	内部仕上足場（脚立足場 階高4.0m以下）	式	1	
仮設材運搬	シート・ネット類	式	1	
(2)土工				
根切り	つぼ・布掘り	式	1	
埋戻し	B種	式	1	
建設発生土運搬		m ³	27.400	
土工機械運搬		式	1.000	
(3)地業				
砕石地業（再生材）	基礎下	m ³	3.400	
砕石地業（再生材）	土間下	m ³	5.500	
土間下防湿シート敷き	厚0.15	m ²	43.500	
捨てコンクリート	設計基準強度18 スランプ 15cm	m ³	1.700	
コンクリート打設手間	人力	m ³	1.700	
(4)鉄筋				
異形鉄筋	SD295 D10	ton	2.400	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
異形鉄筋	SD295 D13	ton	2.500	
異形鉄筋	SD295 D16	ton	0.200	
鉄筋スクラップ控除	鉄くず (H2)	ton	0.100	
鉄筋加工組立	RC壁式構造	ton	4.900	
鉄筋運搬	4t車 運搬距離30km程度	ton	4.900	
異形鉄筋	SD295 D10	ton	0.100	
鉄筋加工組立	RC壁式構造	ton	0.100	
鉄筋運搬	4t車 運搬距離30km程度	ton	0.100	
(5)コンクリート				
普通コンクリート	基礎部 設計基準強度24 スランブ15cm	m3	10.600	
普通コンクリート	土間 設計基準強度24 スランブ18cm	m3	9.800	
普通コンクリート	地上部 設計基準強度24 スランブ18cm	m3	28.500	
普通コンクリート	床嵩上げ 設計基準強度18 スランブ15cm	m3	3.100	
構造体強度補正	基礎部 +3 (設計基準強度 24→27) スランブ15cm	式	1	
構造体強度補正	土間 +3 (設計基準強度24 →27) スランブ18cm	式	1	
構造体強度補正	地上部 +3 (設計基準強度 24→27) スランブ15cm	式	1	
コンクリート打設手間	基礎部 ポンプ打	式	1	
コンクリート打設手間	土間 ポンプ打	式	1	
コンクリート打設手間	地上部 ポンプ打	式	1	
コンクリート打設手間	床嵩上げ ポンプ打	式	1	
コンクリートポンプ圧送 (基本料金)	50m3/回未満	式	1	
(6)型枠				
普通合板型枠	基礎部	m ²	36.200	
普通合板型枠	上部	m ²	22.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
打放し合板型枠	B種 基礎部	m ²	15.100	
打放し合板型枠	B種 上部	m ²	232.000	
型枠運搬	4t車 運搬距離30km程度	m ²	305.300	
打放し面補修	B種	m ²	118.000	
打放し面補修	B種	m ²	129.000	
打継目地	20×20	m	26.500	
化粧目地（横）	20×20	m	48.800	
化粧目地（縦）	20×20	m	17.600	
無筋用型枠	普通型枠合板（基礎部）	m ²	8.800	
型枠運搬	4t車 運搬距離30km程度	m ²	8.800	
（7）防水				
屋根 シート防水	厚2.0 平場	m ²	56.300	
屋根 シート防水	厚2.0 立下り	m ²	6.800	
屋根 シート防水	厚2.0 巻込み	m ²	4.800	
屋根 防水押え金具	アルミフラッシュライン W50	m	31.200	
打継目地シーリング	PS-2 20×10	m	26.500	
建具廻りシーリング	MS-2 10×10	m	18.100	
（8）金属				
床 配管ピット蓋	ステンレス溝蓋 W300用	m	3.600	
（9）左官				
屋根 防水モルタル金ごて	厚30	m ²	56.300	
屋根立下り 防水モルタル金ごて	厚30 H210	m	32.400	
屋根巻込み（天井） 防水モルタル金ごて	厚30 W150	m	31.800	
ポーチ 床コンクリート金ごて仕上げ		m ²	2.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
壁 複層塗材E	RC面 下地調整塗材共	m ²	95.300	
天井 複層塗材E	RC面	m ²	10.700	
建具周囲防水モルタル充填	外部建具	m	18.100	
床 コンクリート金ごて仕上げ	防塵塗料下	m ²	8.000	
設備基礎天端 床コンクリート金ごて仕上げ		m ²	5.500	
配管ピット 床モルタル金ごて仕上げ	300×300	m ²	3.600	
防油堤 床モルタル金ごて仕上げ	防塵塗料下	m ²	1.500	
防油堤釜場 床モルタル金ごて仕上げ	防塵塗料下	m ²	0.400	
防油堤立上り 床モルタル金ごて仕上げ	防塵塗料下	m ²	4.200	
防油堤天端 床モルタル金ごて仕上げ	W150 防塵塗料下	m	4.800	
(10)建具	アルミ製建具			
AW1 アルミ製片開き窓	W650×H1000 樹脂製網戸	箇所	1.000	
AW2 アルミ製片開き窓	W500×H1000 樹脂製網戸	箇所	2.000	
(11)建具	スチール製建具			
SD1 鋼製両開き戸	W1800×H2600	箇所	1.000	
(12)建具	硝子			
網入り型板ガラス	FW6.8 2.18m ² 以下	m ²	1.700	
ガラス止めシーリング	シリコン 5×5 (両面長)	m	18.600	
ガラスクリーニング	両面	m ²	1.700	
(13)塗装				
DP塗装	鋼製建具面 (錆止め塗り含む)	m ²	12.200	
壁 結露防止塗料吹付け	RC面	m ²	90.200	
天井 結露防止塗料吹付け	RC面	m ²	35.900	
(14)内装				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
床 フリーアクセスフロア	5000N用 500×500 土足用 (耐荷重) ホルダー加工込	m ²	19.200	
壁床取合い部 エキспанションゴム		m	23.500	
床 防塵塗料仕上げ		m ²	8.000	
防油堤 防塵塗料仕上げ		m ²	1.500	
防油堤釜場 防塵塗料仕上げ		m ²	0.400	
防油堤立上り 防塵塗料仕上げ		m ²	4.200	
防油堤天端 防塵塗料仕上げ	W150	m	4.800	
6. 解体工事	電気室建屋			
(1) 直接仮設				
枠組本足場	【手すり先行方式】：600 枠 (500布枠)	式	1	
安全手すり	枠組本足場用【手すり先行 方式】	式	1	
災害防止	シート・ネット類 ※防災 I 類相当	式	1	
仮設材運搬	枠組本足場【手すり先行方 式】：600枠	式	1	
仮設材運搬	安全手すり	式	1	
仮設材運搬	シート・ネット類	式	1	
(2) 解体				
コンクリートとりこわし	基礎部	m ³	5.300	
コンクリートとりこわし	土間部	m ³	2.000	
コンクリートとりこわし	地上部	m ³	5.600	
捨てコンクリートとりこわし		m ³	0.800	
C Bとりこわし	厚150	m ³	3.000	
埋戻し	購入土 (山砂)	式	1	
撤去機械運搬	空気圧縮機	式	1	
(3) 発生材処分				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
発生材積込	コンクリート	m3	13.700	
発生材積込	モルタル	m3	0.800	
発生材積込	CB	m3	3.000	
発生材運搬	コンクリート 2t車	m3	13.700	
発生材運搬	モルタル 2t車	m3	0.800	
発生材運搬	CB 2t車	m3	3.000	
発生材処分	コンクリート	m3	13.700	
発生材処分	モルタル	m3	0.800	
発生材処分	CB	m3	3.000	
7. 電気設備工事	電気室建屋			
(1)電気設備工事				
電線	EM-IE1.6 管内	m	218.000	
電線	EM-IE2.0 管内	m	26.000	
電線管	E19 露出	m	79.000	
電線管	E25 露出	m	2.000	
露出スイッチボックス	1 個用 1 方出 E19	個	1.000	
露出スイッチボックス	1 個用 2 方出 E19	個	1.000	
丸型露出ボックス	3 方出 E19	個	1.000	
丸型露出ボックス	3 方出 E25	個	1.000	
丸型露出ボックス	4 方出 E25	個	1.000	
照明器具A	直付40形 LSS9-4-23	台	6.000	
埋込スイッチ	1P15A 金属製プレート	個	1.000	
埋込コンセント	2P15A×2 金属製プレート	個	1.000	
8. その他				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機械器具等				
荷揚用揚重機械器具				
荷揚用揚重機械器具		台・日	6.000	
情報共有システム費				
情報共有システム費				
情報共有システム費		月	8.000	

(別紙－２)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

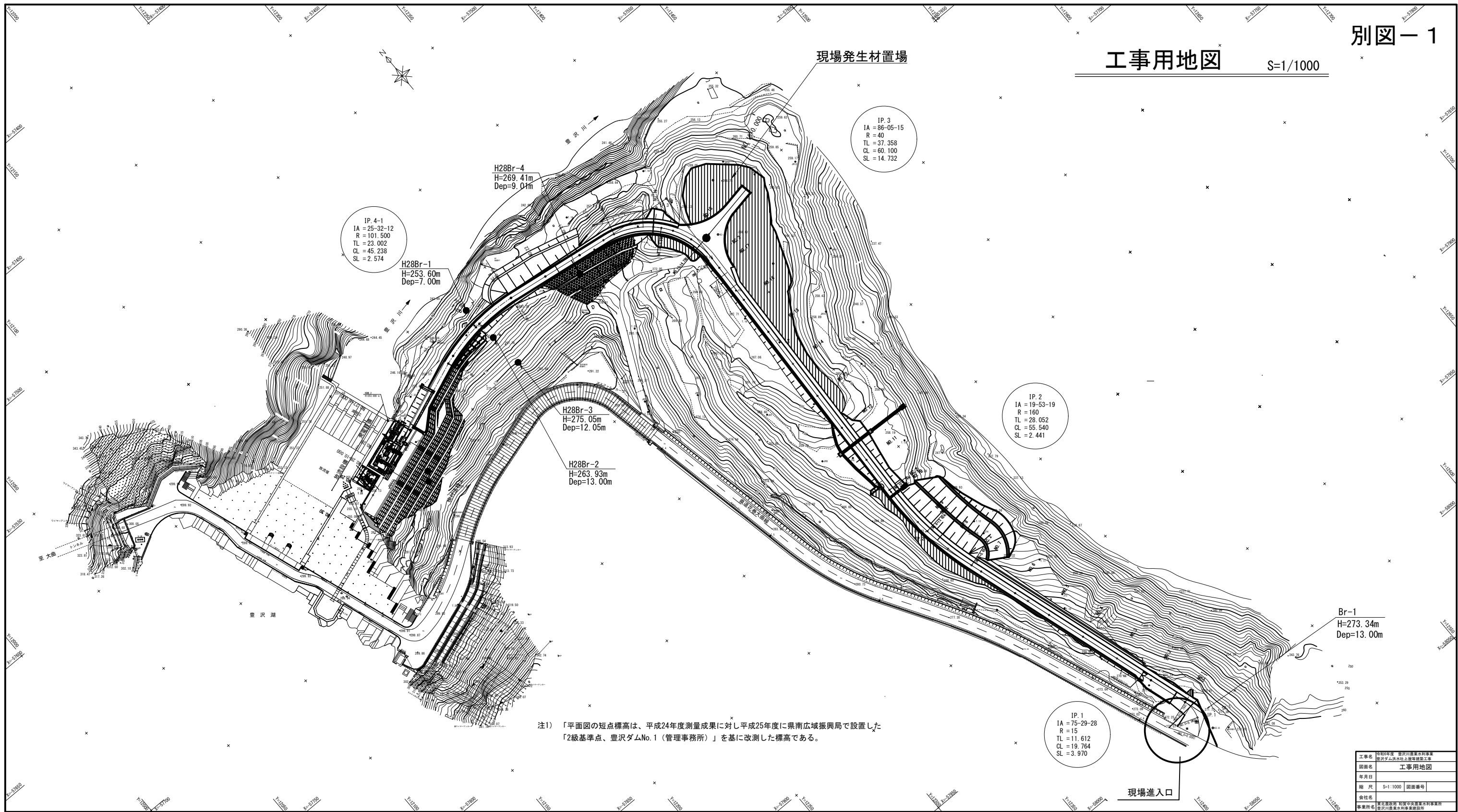
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。



豊沢川農業水利事業
豊沢ダム洪水吐上屋等建築工事
図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	当初	備考
1	位置図	1	
2	全体平面図	1	
3-1/4	洪水吐上屋 特記仕様書(1/4)	1	
3-2/4	洪水吐上屋 特記仕様書(2/4)	1	
3-3/4	洪水吐上屋 特記仕様書(3/4)	1	
3-4/4	洪水吐上屋 特記仕様書(4/4)	1	
4	洪水吐上屋 平面図、前面図	1	
5	洪水吐上屋 背面図、側面図、軸組図、柱脚詳細図	1	
6	洪水吐上屋 天井伏図、屋根伏図	1	
7	洪水吐上屋 軸組図	1	
8	洪水吐上屋 柱脚配置図	1	
9-1/2	洪水吐上屋 詳細図(1/2)	1	
9-2/2	洪水吐上屋 詳細図(2/2)	1	
10	洪水吐上屋 操作室照明配置図	1	
11-1/4	電気室建屋 特記仕様書(1/4)	1	
11-2/4	電気室建屋 特記仕様書(2/4)	1	
11-3/4	電気室建屋 特記仕様書(3/4)	1	
11-4/4	電気室建屋 特記仕様書(4/4)	1	
12	電気室建屋 仕上げ表、平面図、断面図、立面図	1	
13	電気室建屋 断面詳細図	1	
14	電気室建屋 旧電気室建屋解体図	1	
15	電気室建屋 構造特記仕様書	1	
16-1/2	電気室建屋 壁式コンクリート構造配筋標準図(1/2)	1	
16-2/2	電気室建屋 壁式コンクリート構造配筋標準図(2/2)	1	
17	電気室建屋 各伏図-軸組図基礎断面図-壁梁断面表	1	
18	電気室建屋 壁-スラブ-断面表 各部配筋詳細図	1	
19	電気室建屋 壁配筋詳細図	1	
20	電気室建屋 電灯コンセント設備 平面図	1	
計		28	枚